

社会福祉法人 広島県共同募金会
緊急・即応事業支援資金運用規程

この規程は、「ひろしま赤い羽根基金」積立金及び社会福祉法に基づく災害等準備金積立金の内3年を経過した災害等準備金積立取崩金、並びに過年度配分金戻入金により、緊急・即応事業支援資金を設定し、その運用は次の通りとする。

(名称)

第1条 この資金の名称は「緊急・即応事業支援資金」とする。

(資金の財源)

第2条 この資金の財源は、「ひろしま赤い羽根基金」積立金とし、各年度、必要額を取り崩す。

2 この資金の財源に、災害等準備金積立金の3年経過分（災害等準備金積立取崩金）を加える。

但し、災害等準備金積立取崩金は年度内に配分する。

3 この資金の財源に、過年度配分金戻入金を加える。但し、戻入金は年度内に配分する。

(目的)

第3条 この資金は、社会福祉の理念に基づき、施設・団体・社会福祉協議会が地域福祉のために緊急に即応すべき事業に対し配分する。

(配分対象)

第4条 この資金に関する配分対象団体、配分対象事業、配分限度額等は、この規程に基づき別途配分要領を定める。

(配分の決定)

第5条 この資金に関する配分は、申請に基づき、前条で定める配分要領により、配分委員会の承認を得て交付し、年度末の理事会及び評議員会において決定する。

(保管)

第6条 「ひろしま赤い羽根基金」積立金は、広島県共同募金会長名をもって、専用の預金口座に保管する。

(会計)

第7条 この会計の毎年の決算処理等は、通常の共同募金に準じて処理する。

(規程の変更)

第8条 この規程を変更する場合は、本会理事会及び評議員会の議決によるものとする。

付 則

平成12年5月26日決定 同日施行

平成15年5月23日一部改正 同日施行

平成28年5月26日一部改正 同日施行

令和元年6月12日から施行する。

令和3年3月2日一部改正、同年4月1日から施行する。